

株式会社ヒカリ 一般事業主行動計画 (第5回)

2020年4月1日

社員がその能力を十分に発揮できると共に、仕事と家庭の両立がしやすいよう働き方の見直しを行う。

1. 計画期間：2020年4月1日～2025年3月31日
2. 内容：

【妊娠中の労働者及び子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための
雇用環境の整備】

目標1：妊娠中の女性社員に対し、妊娠、出産、育児に関して企業が配慮する事項を、また配偶者が妊娠している男性社員も含めて公的な諸届けや社会保険による給付などの制度について情報提供を行う。

《対策》

- 2020年4月～ 前回に引き続き、社員に対し具体的なニーズ調査を実施し、その結果を受けて公的制度等の資料提供を行う。
- 2020年4月～ 前回に引き続き、制度に関するパンフレットを再編集し、社内ネットワークで資料提供の告知をすると共にネット上での閲覧、出力を可能にする

目標2：育児・介護等の休業期間中、定期的に会社に関する情報提供を行う。

《対策》

- 2020年4月～ 前回に引き続き、会社方針、業種、諸規程・制度の改廃、社内異動などの情報が盛り込まれている社内報を、隔月の発行の都度、休業している社員に送付する。

目標3：関係法令に基づいた社内制度の見直しと社員への周知徹底

《対策》

- 2020年4月～ 前回に引き続き、法令遵守に基づく規程の改定と社内ネットワークで諸規程の閲覧を行なう。

目標4：子どもを育てる労働者が利用できる企業主導型保育施設の共同利用

《対策》

- 2020年4月～ 保育事業者が運営する企業主導型保育施設を共同利用することで、待機児童を解消し社員が安心して働ける環境にする。

【働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備】

目標5：所定外労働の削減のための措置の実施。

《対策》

- 2020年4月～ 前回に引き続き、週1回一斉定時退社の日を設定。管理者の巡回によって完全退館を確認する。

目標 6：年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施。

《対策》

- 2020 年 4 月～ 前回に引き続き、年間の所定出勤日の内、年間 16 日(2020 年度の場合)を「年次有給休暇取得奨励日」に設定すると共に、年次有給休暇の最低 5 日間の消化の義務付けならびにその内の 3 日間の連続取得を奨励し、年次有給休暇を取得し易くする。

目標 7：働き方の選択肢を増やし、ダイバーシティーを実現する。

《対策》

- 2020 年 4 月～ ワークシェアリング拡大のための標準化の推進。
- 2020 年 4 月～ テレワークの導入。

【その他 次世代育成支援対策】

目標 8：高校生、大学生を受け入れるインターンシップ（学生の就業体験）を制度化し、受入体制の充実を図る。

《対策》

- 2020 年 4 月～ 前回に引き続き、過去の学生の状況（時期、期間、実習内容、等）を調査し、有効点、問題点を抽出する。
- 2020 年 4 月～ 前回に引き続き、社内各部において受入の可否ならびに受入の場合の体制作りを検討する。
- 2020 年 4 月～ 前回に引き続き、各学校、担当教官と連携を図り、実習内容を検討し、実施に移す。

以上